

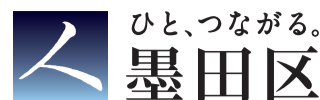
墨田区のお知らせ

No.2053

2022年(令和4年) 11/21

毎月1日・11日・21日発行

- ◆2面以降の主な内容
- 2面 ……新型コロナウイルス感染症の関連情報等
- 3・4面 ……講座・教室・催し・募集



墨田区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

すみだ

発行：墨田区(広報広聴担当) ☎5608-1111代表 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<https://www.city.sumida.lg.jp/>



子どもの笑顔を守るために



オレンジリボンには「児童虐待防止」というメッセージが込められています。

児童虐待を未然に防ぐためには、親が子育ての悩みを一人で抱え込まないこと、周りの方が親や子どもの異変にいち早く気付くことが大切です。今号1面では、子育ての悩みを相談できる地域の窓口や、同じ地域に住む方ができることを紹介します。

[問合せ]子育て支援総合センター ☎5630-6351

「児童虐待」とは、大きく以下の4つに分類される、子どもに対する保護者の行為です

① 身体的虐待

殴る、蹴る、やけどをさせる、戸外に締め出すなど



② ネグレクト(養育放棄)

食事を与えない、家に閉じ込める、学校に行かせないなど



③ 心理的虐待

無視、言葉での脅し、子ども面前的DV(配偶者等への暴力・暴言)など



④ 性的虐待

性的関係を強要する、性的な被写体にする、性器等を見せるなど



日常的に家事や介護、家族の世話をしている「ヤングケアラー」を知っていますか？

「ヤングケアラー」とは、本来は大人がするような家事や介護、病気や障害のある親、高齢の祖父母、幼い兄弟などの世話を日常的に行っている18歳未満の子どものことです。「ヤングケアラー」は、本人にその自覚がないなどの理由から、自ら相談することが難しい状況にあります。近所や学校など、周囲の子どもたちに困っている様子が見られたら、まずは彼らに声を掛けてみてください。

お父さん・お母さんへ 「子育ての悩み」はひとりで抱え込まず、相談を！

「つい、イライラしてしまう」
「このままでは虐待してしまうのでは…」

- 両国子育てひろば ☎3621-1314(相談専用)
- 文花子育てひろば ☎3616-0393(相談専用)



[受け付け]午前9時～午後6時(月曜日、祝日、年末年始を除く)

下記の機関でも相談を受け付けています！

- 子育て支援総合センター ☎5630-6677(相談専用)
- 向島保健センター ☎3611-6135
- 本所保健センター ☎3622-9137

地域の方へ 「おかしいな、虐待かも？」と感じたら…

迷わず連絡(通報)を！ 匿名でも構いません。秘密は守られます。

- 子育て支援総合センター ☎5630-6351
*受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後6時(祝日、年末年始を除く)
- 江東児童相談所 ☎3640-5432
*受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)

夜間や休日の緊急時 *年末年始はこちらに連絡(通報)を！

- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(24時間受け付け)
- 東京都児童相談センター ☎5937-2330
- 生命に関わるような緊急時
- 本所警察署 ☎5637-0110
- 向島警察署 ☎3616-0110

児童虐待防止講演会

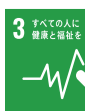
費用無料

[テーマ]子どもの問題行動の理解と対応、思春期の子どもとの接し方
[講師]東京少年鑑別所(東京法務少年支援センター)職員

先着30人

[とき]12月9日(金)午後3時～4時半 **[ところ]**区役所会議室131(13階) **[申込み]**事前に電話で子育て支援総合センター ☎5630-6351へ

SDGsは、私たちがこの地球で暮らし続けていくために、2030年(令和12年)までに達成をめざす世界共通の17の目標です。1面に掲載する事業がめざす目標をアイコンでお知らせします。



3 すべての人に健康と福祉を



16 平和と公正をすべての人に